

令和5年秋の全国交通安全運動鹿児島県実施要綱

第1 運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 実施期間

- 1 運動期間 令和5年9月21日（木）～9月30日（土）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和5年9月30日（土）

第3 スローガン

「秋空に ^{かごしまじ}ルールとマナーで 鹿児島路」

（選定理由） 県民一人ひとりが、交通安全運動を機に、心新たに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で快適な交通環境を実現するため、季節感を加えた上記スローガンを選定する。

第4 運動の重点

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

【趣旨】

交通事故死者数全体のうち、自動車運転中に次いで歩行中の割合が高く、歩行者側にも横断歩道外横断や走行車両直前後横断等の法令違反が認められる。

また、次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、こどもの死者・重傷者では歩行中の割合が最も高く、依然として道路においてこどもが危険にさらされていることや、歩行中の交通事故による死者数のうち高齢者の占める割合が高いことから、こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保を図る必要がある。

2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

【趣旨】

例年、日の入り時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時や夜間に重大交通事故が多発しており、交通死亡事故の第1当事者の多くは自動車で、歩行者の死亡事故の多くが道路横断中に発生している。

また、飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として発生しているほか、ひき逃げを含む無申告等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たないことから、夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶を推進する必要がある。

3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【趣旨】

自転車関連事故件数は減少傾向にある一方、自転車乗車中の交通事故死者数は増減を繰り返しており、全事故に占める自転車関連事故の割合も増加傾向にあるほか、自転車乗車中の交通事故死傷者数では、10歳から25歳未満の若年層の割合が高い。

また、自転車乗車中の交通事故における死者の全てがヘルメット非着用で、自転車乗車中死者の人身損傷主部位は、頭部が約7割となっているとともに、自転車乗車中の交通事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。

さらに、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、本年7月1日から特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード等」。以下同じ。)に関する新たな交通ルールが定められ、ヘルメットの着用についても努力義務となっていることから、自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。

第5 各重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

～「プラス1(ワン)運動」の展開～

6月末現在、65歳以上の高齢者が死亡する交通事故が12件発生しており、全体の70.6パーセントを占めている。

また、中学生以下のこどもの事故では、歩行中事故の4割以上に飛び出し等の誤った歩行が認められることから、こどもと高齢者の安全対策を強化する必要がある。

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進

イ こどもの歩行中の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進

ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からのこどもへの教育の推進

エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

カ プラス1(ワン)運動の展開

- 道路中央付近でもう一度左の確認をプラス1(ワン)
- 夜光反射材をプラス1(ワン)
- 明るい服装をプラス1(ワン)

(2) 歩行者の安全の確保

ア 通学路を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

- イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶 ～「3（サン）ライト運動」、「飲酒運転8（やっ）せん運動」の展開～

本県においても全国同様、秋口から冬季にかけて薄暮時から夜間の道路横断中の交通死亡事故が多発する傾向にあることから、特に夜間の交通事故防止対策等を強化する必要がある。

県内では6月末現在、飲酒運転が関係する死亡事故の発生はないものの、負傷事故は16件（前年比±0件）発生しており予断を許さない状況にある。

飲酒運転は、死亡事故やひき逃げ等に発展するおそれの高い悪質な犯罪であることから、その絶無を図る必要がある。

- (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - ア 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
 - イ 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯の励行
 - ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進
 - エ 自動車運送業を始めとする事業者による従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- (2) 3（サン）ライト運動の展開
 - 早めのライト点灯
 - 原則上向きライト点灯
 - トンネル内でのライト点灯
- (3) 運転者の歩行者等保護意識の向上
 - ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
 - イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等保護の徹底
 - ウ 運転者に対し、歩行者等保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- (4) 飲酒運転の根絶
 - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
 - イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底
 - ウ 飲酒運転8（やっせん）運動の展開
 - 酒を飲んだら運転しません
 - 運転するなら酒は飲みません
 - 酒を飲んだ人には運転させません
 - 酒を飲んだ人には車を貸しません
 - 運転する人に酒はすすめません
 - 酒を飲んだ人の車には同乗しません
 - 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません
 - 酒を飲んだら自転車も乗りません
- (5) 妨害運転等の防止
 - ア 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進

- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性，ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- (6) 高齢運転者の交通事故防止
 - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
 - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
 - ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (7) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ～「全席ベルト着用！！『します・させます運動』の展開～
 - ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整，チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等，正しい使用方法についての広報啓発の推進
 - ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- (8) 二輪車運転者に対する広報啓発
 - ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - イ 若年層のみならず，中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

～「かごしま自転車条例」の更なる理解促進～

6月末現在，県内では，自転車乗車用ヘルメット非着用の交通事故が111件（前年比－2件）発生し，そのうち約9割に自転車側にも何らかの原因（法令違反等）があることから，「かごしま自転車条例」，「自転車安全利用五則」等の周知を徹底し，自転車の安全で適正な利用の推進を図る必要がある。

また，道路交通法の改正に伴い，特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の利用増加及び交通事故の発生が予想されることから，交通ルールの遵守を徹底する必要がある。

- (1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保
 - ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
 - ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
 - エ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
 - オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
- (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底
 - ア 「自転車安全利用五則」の活用による車道通行の原則，車道は左側通行，歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか，夜間の無灯火走

- 行, 飲酒運転, 二人乗り, 並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルール
の周知と遵守の徹底
- ウ スマートフォンなど使用時や傘差し等の片手運転, イヤホン等を使用した
運転の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため, 関係事業者等に
対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導
啓発, 飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - ア 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底
及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底
 - イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者, シェアリング事
業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進